

岡崎市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年10月20日国土交通省令第63号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年10月24日厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令及び共同省令に定めるものによる。

（登録の申請）

- 第3条 法第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者は、法第9条第1項の規定に基づき、省令第6条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（以下「申請書」という。）に法第9条第2項の規定に基づき、省令第9条各号に定めるものを添付し、セーフティネット住宅情報提供システム（以下「情報提供システム」という。）により岡崎市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。
- 2 省令第15条の規定に基づき同省令第10条の規定による基準の緩和を受ける場合は、申請の内容が国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号のいずれか及び当該規定に係る同規則第5号に適合する旨の誓約書（様式第1号）
- 3 前2項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

（登録の通知）

第4条 市長は、法第10条第3項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第2号）を登録を受けた者に通知する。

（登録の基準に適合しない旨の通知）

第5条 市長は、法第10条第1項の基準に適合しないと認めるときは、法第10条第4

項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第3号）を申請者に通知する。

（登録の拒否）

第6条 市長は、法第11条第1項に該当し、登録を拒否する場合は、法第11条第2項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第4号）を登録の申請をした者に通知する。

（登録事項等の変更）

第7条 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、法第9条第1項に規定する登録事項及び同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、法第12条第1項の規定により、その日から30日以内に、省令第18条第1項に定める登録事項等変更届出書に法第12条第2項の規定による、省令第18条第2項に定めるものを添付し、情報提供システムにより市長に届け出るものとする。

2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

（廃止の届出）

第8条 登録事業者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、法第14条の規定により、その日から30日以内に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第5号）を市長に届け出るものとする。

（閲覧の場所等）

第9条 法第10条第2項に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の法第13条の規定による閲覧の場所を、都市政策部住環境政策課に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後0時15分まで及び午後1時15分から午後5時15分までとする。閲覧場所の休日は、岡崎市の休日を定める条例（平成元年12月25日条例第34号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（閲覧の停止及び禁止）

第10条 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 登録簿を閲覧場所の外に持ち出したとき
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき

(4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき

2 市長は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(報告)

第11条 市長は、登録内容と異なる管理がされている又はそのおそれがある場合その他市長が必要と認めるときは、法第22条の規定により、登録事業者に対し登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告の徴収は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告依頼書（様式第6号）を登録事業者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた登録事業者は、市長が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(指示)

第12条 市長は、法第23条の規定により、登録された登録事項が事実と異なるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指示通知書（様式第8号）を登録事業者に通知する。

(是正事項報告)

第13条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速やかに措置を講じ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正事項報告書（様式第9号）を市長に報告するものとする。

(登録の取消しの通知)

第14条 市長は、不正な手段により第3条の申請による登録を受けるなど、法第24条第1項及び同条第2項に該当し、登録を取消す場合は、法第24条第3項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第10号）を登録事業者に通知する。

(標準処理期間)

第15条 登録の審査に係る標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

この要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

申請の種類	処理期間
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請	40日
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の変更届出書の届出	40日

※休日、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数は含めない。